### 2019年度 地域ESG融資促進利子補給事業

# 再エネ・省エネ設備投資に向けたESG融資の 利息の最大1%を補給します

### ① ESG融資目標設定型

金融機関が自らのESG融資に係る数値目標の設定等を行い、公表したうえで、その目標達成に向けて行う ESG融資(地域循環共生圏の創出に資する低炭素事業に対する融資に限る。)について利子補給します。

## ② CO。削減目標設定支援型

金融機関がエコアクション21地域事務局など企業の二酸化炭素排出削減に係る知見を持つ者や地方公共団 体等のステークホルダーと組織的に協働して、融資先企業の二酸化炭素排出削減に係る野心的な目標設定 および当該目標達成に向けた計画の策定を支援する場合、その達成に向けて行う融資(地域循環共生圏の 創出に資する低炭素事業に対する融資に限る。)について利子補給します。

利子補給を受けるには、先ず指定金融機関に応募、採択が必要です。

利子補給率

最 1.0% \*1

利子補給金支払

利子補給期間

交付対象融資額

年2回。第10億円

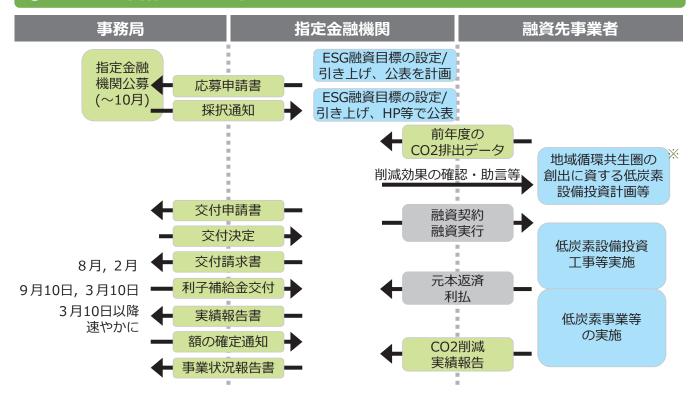
- ※ 1 貸付利率1.0%以上→利子補給率1.0%。(貸付利率1.0%未満→利子補給率=貸付利率)
- ※ 2 融資の償還期限が先に到来する場合にあっては当該期限まで。
- ※3 年2回、9月と3月に利子補給金を支払います。
- ※ 4 ただし、1つの指定金融機関について当該年度に利子補給金の交付の対象となる融資額の合計が 20億円を超えないものとします。
- (注)申請にあたっては必ず公募要領と交付規程をご確認ください。



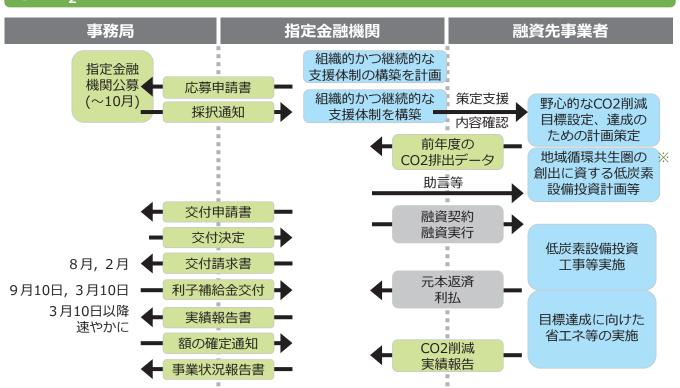
-般社団法人 環境パートナーシップ会議

Environmental Partnership Council

#### ① ESG融資目標設定型 申請の流れ



#### ② CO<sub>2</sub>削減目標設定支援型 申請の流れ



※ 地域循環共生圏の創出に資する低炭素設備投資とは、地方公共団体が地域循環共生圏の創出に向けて作成する計画のほか、温対法に基づく地方公共団体実行計画や、温暖化対策、地域活性化等を目的とする条例等と整合する再工ネ・省工ネ設備投資を行うものを指します。

ご不明な点は、下記あてにお気軽にお問合せください。(ただし、通話料がかかります)

本事業に関する お問合せ先 電話 03-5468-6753 E-Mail info.fund@epc.or.jp

電話受付時間 9:30-17:30 (土日祝日を除く)

一般社団法人環境パートナーシップ会議 基金管理事業部 ホームページ;https://epc.or.jp/foundation\_dept

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。